

第八十二回帝國議會 衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補闕及復職ニ關スル法律案外一件 委員會會議錄(速記)第一回

付託議案 衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補闕及復職ニ關スル法律案(政府提出)(第一號) 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(政府提出)(第二號)

本委員ハ昭和十八年十月二十六日(火曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

- 逢澤 寛君 石坂 養平君
卯尾田毅太郎君 馬岡 次郎君
小野 祐之君 岡本傳之助君
川崎巳之太郎君 勝田 永吉君
小松茂藤治君 津崎 尙武君
西方 利馬君 古屋 慶隆君
村瀨 武男君 森 肇君
山口喜久一郎君 山本 厚三君
吉田敬太郎君 蠟山 政道君

同日午後六時四十五分委員長理事互選ノ爲委員參集ス 其ノ氏名左ノ如シ

- 逢澤 寛君 石坂 養平君
卯尾田毅太郎君 馬岡 次郎君
小野 祐之君 岡本傳之助君
川崎巳之太郎君 勝田 永吉君
小松茂藤治君 津崎 尙武君
西方 利馬君 古屋 慶隆君
村瀨 武男君 森 肇君
山口喜久一郎君 山本 厚三君
吉田敬太郎君 蠟山 政道君

○森投票管理者 先例ニ依リマシテ、私年長ノ故ヲ以テマシテ投票管理者トナリ、委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○馬岡委員 此ノ際投票ヲ俟タズニ、津崎尙武君ヲ委員長ニ推薦シタイト思ヒマス、

此ノ動議ヲ提出シマス ○森投票管理者 馬岡君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○森投票管理者 御異議ナシト認メマス、仍テ津崎尙武君ガ委員長ニ御當選ニナリマシタ

〔拍手起ル〕

〔津崎尙武君委員長席ニ着ク〕

○津崎委員長 委員長ニ御推舉ヲ願ヒマシタカラ、乏シキヲ以テ此ノ席ヲ汚シマス、ドウカ宜シク御願ヒ致シタゴザイマス、是ヨリ引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○馬岡委員 理事ハ其ノ數ヲ三名ト致シマシテ、委員長ニ於テ御指名セラレントラ希望致シマス

○津崎委員長 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○津崎委員長 御異議ナシト認メマス、直チニ理事ノ指名ヲ致シマス

- 石坂 養平君 卯尾田毅太郎君
山口喜久一郎君

此ノ御三名ニ御願ヒ致シマス、御諒承ヲ願ヒマス 昭和十八年十月二十六日(火曜日)午後六時五十分開議

出席委員左ノ如シ 委員長 津崎 尙武君

理事石坂 養平君 理事卯尾田毅太郎君 理事山口喜久一郎君

- 逢澤 寛君 馬岡 次郎君
小野 祐之君 岡本傳之助君
川崎巳之太郎君 勝田 永吉君
小松茂藤治君 津崎 尙武君
古屋 慶隆君 村瀨 武男君
森 肇君 山本 厚三君
吉田敬太郎君 蠟山 政道君

出席國務大臣左ノ如シ 內務大臣 安藤紀三郎君

出席政府委員左ノ如シ 內務次官 唐澤 俊樹君 內務省地方局長 新井善太郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ 衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補闕及復職ニ關スル法律案(政府提出)

昭和十三年法律第八十四號中改正法律案 (政府提出)

政府當局ニ御伺ヒ致シマス、先程ノ御説明ト何カ變ツタコトデモアリマセウカ

○安藤國務大臣 內容事項ハ頗ル單一デアリマシテ、重ネテ御説明中上ゲマシテモ、恐ラクハ事項ガ重複スルコトデ、徒ラニ時間ヲ費スコトニ相成ルカト惧レマス、委員長ニ於テ然ルベク御取計ラヒテ願ヒマス

○西方委員 説明ハ本會議ニ於テ今詳細ニ述ベラレタノデスカラ、此處デハ省略シテ戴イタラドウデスカ

○津崎委員長 然ラバ此處デノ御説明ヲ省略スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○津崎委員長 左様決定致シマス、ソコデ本案ノ審議ニ付テ何カ政府ニ御要求ニナルコトデモアリマセバ、此ノ機會ニ致サレタラドウカト思ヒマス

○森委員 私一ツ御尋シテ置キタイトコトガアリマス、憲法制定ノ當時及ビ其ノ後ニ於テ、衆議院議員ヲ召集セザル何カ御内規デモアルヤウニ聞イテ居リマスガ、其ノ内規ヲ設ケラルルニ付テ、何等カ深ク考慮セラレタル事績ガ残ツテ居ルノデアアリマセヌカ、ソレガアツタラバ一ツ内證ニデモ御示シテ願ヒタイ、衆議院議員ヲ戰時事變ノ際等ニ於テ召集セザル一ツノ例ガ残ツテ居ルガ、左様ノ例ヲ作ルニ至ツタ本ハ深ク考慮セラレタル何物カガアツタノデアハナイカ、之ニ付テノ資料ガアリマシタラバ御示シテ願ヒタイト存ジマス、尙ホ附加ヘテ置

キマスガ、何か統帥府ノ方ノ軍令ヲ以テ斯
様ナコトヲ御決メニナツタヤノコトモ噂ニ
聞クノデアリマスガ、軍令ヲ以テ之ヲ規定
セラレテ居ツタトスルナラバ、其ノ規定セ
ラルルニ至リマシタ趣旨ハ、文句ノ上ニ何
處カニ残ツテ居ルノデハナイカ、ドウ云フ
趣旨デ左様ナ規定ガアツタノデアルカ、其
ノ根本ノ趣旨ヲ明カニスル資料ヲ御持チデ
アルナラバ御示シテ願ヒタイ

○安藤國務大臣 現行ノ兵役法其ノ他之ニ
關聯スル陸海軍ノ規則中ニ、不可充要員ト
シテ規定セラレテハ居リマセヌケレドモ、
實際ノ取扱上左様ニナツテ居タノデアリマ
ス、サウ云フ取扱ノ出テ來タ淵源由來ガ他
ニアルカドウカト云フ御尋ネノヤウニ承知
致シマスノデ、其ノ點ハ尙ホ調査致シマシ
テ、其ノ結果ヲ申上ゲルコトニ致シマス

○津崎委員長 ソレハ明朝マデニ願ヘマス
カ

○安藤國務大臣 出來ルダケ左様ニ致シマ
ス
○森委員 只今ノハ唯簡單ニ、通り一遍ノ
御調査デ左様ナ品物ガ出テ參ラウトモ私共
ハ想像致サナイノデアリマス、何レ憲法制
定當時カラ色々ノ問題ガアツタデアリマセ
ウ、遠キ慮リ、深キ謀カラス様ナモノガ出
テ居ルノデハナイカト想像致シマスノデ、
相當深ミニ入ツテ御取調べ下サラナケレ
バ、此ノ資料ハ御探索ガ困難デハナイカ、
併シ當時ノ人々ハ悉ク鬼籍ニ入ツテ居ルノ
デアリマスカラ、人ニ問フ途ハアリマセヌ、
何か内閣或ハ樞密院等ニ之ニ關スル文書等
ガアルカモ知レマセヌカラ、皆様ノ手デ御
調べニナレバ、或ハ手ニ入ルノデハナカラ
ウカト思ヒマスノデ御願ヒテ申上ゲタノデ

アリマス、明日御示シテ願ヘレバ仕合せデ
ゴザイマス

○津崎委員長 何か外ニアリマセヌカ

○川崎(巳)委員 本會議ニ於テ内務大臣カ
ラ御説明ヲ下サイマシタ中ニ、斯クノノ
議論ガアルガ、是ハ色々ノ混入ツタ問題ガ
アルノデ、ソコデ便法トシテ考ヘル次第ダ
ト云フ結論デゴザイマシタガ、斯クノノ
議論ガアツタト云フ、ソレハ事前審議會ニ
モ二度トモ重ネテ出マシタ色々憲法ト法律
トノヤヤコシイ問題ガアルノデゴザイマス、
當局ガ斯様ナ原案ヲ御作リニナル前ニ、先刻
内務大臣ガ御述べニナツタヤウナ色々ノ議
論ガココニアルノデセウカラ、其ノ議論ノ
要旨ヲガリ版ニデモシテ一寸御示シ下サル
ト尙ホハツキリシテ宜イノデハナイカト思
ヒマス、サウ云フモノガナケレバ宜シイデ
スガ、アレバ戴キタイト思ヒマス

○唐澤政府委員 只今ノ御希望デアリマス
ガ、手許ニアリマスルモノデ出來ルモノヲ
揃ヘテ差上ゲタイト思ヒマス

○津崎委員長 ソレデハ今日ハ此ノ程度ニ
シテ置キマシテ、明日ハ午前九時カラ始メル
コトニ致シマス、ソレハ貴族院ニ於テ内務
省關係ノ防空法案ガ上程セラレテ居ル譯デ
アリマス、ソレデ成ルベクカチ合フコトヲ
避ケタイト思ツテ、コチラハ九時カラ御勉強
ヲ願フ、斯ウ云フコトニ致シタイノデアリ
マス、尙ホ大體本案ヲ午後四時頃マデニ委
員會ノ審議ヲ終ルヤウニト云フヤウナ豫定
ニナツテ居リマスカラ、其ノ間ニ於テ或ハ
協議會ヲ開イタリ其ノ他色々ナコトガアラ
ウト思ヒマスガ、兎モ角明日ハ午前九時ニ
始メマスカラ御諒承ヲ願ヒタウゴザイマス、
ドウカ政府ノ方ニ於キマシテモ其ノ積リデ

御願ヒ致シタウゴザイマス、今日ハ是デ散
會致シマス
午後六時五十八分散會